

議案第 6 3 号

東郷町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条

例の一部改正について

東郷町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東郷町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 介護保険法施行規則の引用条項を整備すること。（第 3 条関係）
- (2) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の規定を追加すること。（第 4 条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。